

北海道大学不当労働行為事件第4回審問調書			
事件番号	平成17年道委不第12号		
期 日	平成18年 3 月15日		
場 所	北海道労働委員会会議室		
審査委員	曾 根 理 之	公開の有無	公 開
参与委員	(参)小 倉 佳南子 (参)栗 原 勝 憲		
担当職員	森 崎 勉 上 杉 充 浩		
当 事 者	申 立 人 側	名 称	北海道大学教職員組合
		代表者	執行委員長 坂 下 明 彦
		代理人	三 浦 桂 子 佐 藤 博 文 加 藤 丈 晴 芝 池 俊 輝
	補佐人	渡 邊 信 久 山 口 桂 伊 藤 雄 三 斉 藤 清	
	被 申 立 人 側	名 称	国立大学法人北海道大学
		代理人	開 本 英 幸
補佐人		山 口 紀代志 富 野 幸 雄 菅 野 信 雄 笹 原 聡	
尋問した証人等	渡 邊 信 久 (証人 申立人申請)		

担当職員

主 査 森 崎



主 任 上 杉 充 浩



速記士 北 口 康 裕



速記士 岸 政 利



[開会 午後1時33分]

曾根審査委員

それでは、平成17年道委不第12号北海道大学不当労働行為事件の第4回審問を行います。

審査委員は、私、曾根です。参与委員は、労働者側小倉委員、使用者側栗原委員で行います。出席者は、申立人側、補佐人の渡邊さん、伊藤雄三さん、山口さん、斉藤さん、申立人代表者の坂下さん、代理人が佐藤博文弁護士、三浦弁護士、加藤弁護士、佐藤哲之弁護士。被申立人、法人側が代理人の開本弁護士、補佐人の山口さん、冨野さん、菅野さん、笹原さんということで行います。

1月31日の第3回の調査期日以降、申立人から書証として甲61号証から74号証までが提出され、更に本日付けで陳述書面の3が提出されましたので、これを採用いたします。

前回の追加申立てに係る調査を踏まえまして、当初の審査計画を変更しこれを両当事者に示して意見を求めましたが、双方から異議がない旨の回答を得ております。

本日は、申立人から申請のありました渡邊信久さんの主尋問及び反対尋問を行うことになっています。時間がかかるようでしたら途中で休憩を入れまして、終了時刻は午後4時30分ころを予定しています。

それでは、渡邊さん、証人席に着いてください。

[渡邊証人着席 午後1時38分]

審査委員

証人には尋問前に宣誓をしていただきます。この宣誓をした上で証人が虚偽の陳述をされますと、3月以上10年以下の懲役に処すると労組法に規定されておりますので申し添えておきます。それでは、証人は起立してお手元の宣誓書を読み上げ、宣誓してください。

証人

宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。平成18年3月15日。渡邊信久。

審査委員

それでは、証人の住所、年齢、職業をおっしゃってください。

証人

住所は、札幌市[]。職業は、北海道大学助教授。年齢、[]歳。

審査委員

証人は聞かれたことについて記憶に基づいて正直に述べてください。証人はここでの発言を理由として不利益な取扱いを受けないように労働組合法で規定していますので、この旨お知らせを致します。証人に質問するときは、私の許可を得てからにしてください。記録をとる関係で最初に名前を言ってから質問をしていただきたいと思います。それでは、申立人側から主尋問をしてください。

三浦申立人代理人

前回の補充尋問と重なる部分がありますので誘導しますけれども、今回の追加申立ては平成17年8月15日の人事院勧告に基づいて10月28日に成立した改正給与法に準じて大学が12月1日に基本給の0.

3%引下げなどを内容とする職員給与規程の改定を組合と協議することなく実施した、これが不当労働行為に当たるとして組合が追加申立てをしたわけですね。

証人
申立人代理人

はい。

この追加申立て後に、大学側から提出された書証の中に、組合との懇談会とか説明会、団体交渉の内容をまとめたものが提出されているのですが、具体的に言うと乙35号証をちょっと見てください。乙35号証、37号証、39号証、40号証と出ているのですが、これらの書証をあなたが見たのは証拠として出てきて初めて見たということですね。

証人
申立人代理人

そうです。

この内容を大学側がまとめるに当たって、事前に組合と内容をすり合わせとかそういうことはしていないということでしょうか。

証人
申立人代理人

はい。

では、閉じて結構です。平成17年10月27日のことをお聞きますが、この日に大学と懇談会がありましたね。

証人
申立人代理人

はい。

何についての懇談会でしたか。

証人
申立人代理人

27日の懇談会は、給与問題に関する懇談会です。

証人
申立人代理人

同じ10月27日に団体交渉がありましたか。

証人
申立人代理人

はい。

この団体交渉は、給与問題についてのものではなかったですね。

懇談会の内容とは違うものです。

この懇談会については、開催されるに至った経緯というのはどういうものでしたか。

証人
申立人代理人

大学側から、さっき話にあった団体交渉の後で懇談を持ちたいという提案があって持たれたものです。

申立人代理人

事前に、大学から、団交が終わった後に懇談会をやりたいんだけれどもという申入れがあったということですね。

証人
申立人代理人

はい。

大学が組合とこの17年の人勧に基づく給与の内容等について話す機会を持ったのは、この懇談会が初めてでしょうか。

証人
申立人代理人

そうだと思います。

この懇談会でどういう内容が話されたのかをお聞きますが、大学からはどういう話がありましたか。

証人
申立人代理人

大学側からは、人事院勧告が出たことに対してまだ検討中であるが、それについて話し合いをしたいということでした。

申立人代理人

どういう大学からの説明があったかをお聞きしたいのですが、検討中であるという説明だったということなのではないでしょうか。

証人
申立人代理人 はい。
給与法が改正されたら実施するというような具体的な話はあったのでしょうか。

証人
給与法が改正されたら実施するという話ではなくて、検討中、ただし人事院勧告、給与法が決まった場合には、北大の場合には退職手当、退職金の問題もあるので実施する方向で検討したいというようなことだったと思います。

申立人代理人 この懇談会があった翌日の10月28日に改正給与法が成立していますね。

証人
申立人代理人 はい。
次に、甲54号証を開いてください。この書面は、タイトルが「改正の骨子」として1、2、3とその骨子が書かれているわけなんですけど、この書面は前回の補充尋問で11月4日に大学職員課長から組合の書記長に渡されたということだったんですけども、それで間違いはないですか。

証人
申立人代理人 はい。
この改正骨子を渡した職員課長さんのお名前は何とおっしゃいますか。

証人
職員課長は、ここにいらっしゃいますが、富野さんです。

申立人代理人 補佐人として座っていらっしゃる富野さんですね。

証人
はい。だと聞いています。

申立人代理人 具体的にこの改正骨子の内容を見ますと、1として「月例給 12月から改正給与法に準じて引下げ」。(1)として「基本給 全ての級の基本給月額を同率で引下げ(改定率△0.3%)」と書かれていますね。

証人
申立人代理人 はい。
そのほか書かれていますけれども、3の「実施時期」のところですが、これは平成17年12月1日実施ということですね。

証人
申立人代理人 はい。
次に、甲46号証を開いてください。この書面の中ほどに日付が「平成17年11月14日」とあって、大学の事務局長遠藤さんの名で北海道大学職員各位あてに出された文書ということですね。

証人
申立人代理人 はい。
内容を見ますと、本文の1行目に「去る10月28日に『一般職の職員の給与に関する法律』を改正する法律案等が成立いたしました。」とした上で、一番最後の行で「平成17年度における本学職員給与については、次の骨子案の方向で検討を進めておりますので、お知らせします。」というふうにしてお知らせがあったわけですね。

証人
申立人代理人 はい。
2枚目の中ほどに「改正の骨子」と書かれてあって、ここで書かれている内容は組合の書記長に渡された改正骨子そのものということですね。

証 人
申立人代理人

はい。

今言った大学からのお知らせというのはメールで職員に配信されたものでしたか。

証 人
申立人代理人

はい。これはメールで私のところに事務経由で配信されたものです。

1 ページ目の中ほどに、「なお、本学ホームページ『ニュースとお知らせ』にも掲載されています。」と書かれていますが、ホームページにも掲載されたのでしょうか。

証 人
申立人代理人

はい。

ということは、大学は11月4日に大学職員に対してはメールやホームページを使って12月1日付けで改正する予定であるというふうに知らせるとともに、組合に対しても同じ改正骨子を渡したということですね。

証 人
申立人代理人

はい。

富野職員課長がこの11月4日に組合に改正骨子を渡したときに、何かほかに言われたことはあったのでしょうか。

証 人
申立人代理人

はい。

どういうことを言われましたか。

証 人

組合に対して11月9日に説明会を開催するということと、それから組合の側からもしも申入れがあるのであればその説明会を団体交渉としてもよいと、そういう申し出があったと聞いています。

申立人代理人

大学側の方から、11月9日に組合に説明会をしたいという話があったということですね。

証 人
申立人代理人

はい。

ちなみに、この11月9日には、ほかに大学の何か行事のようなものはありましたか。

証 人

はい。組合の説明会に先立って、過半数代表候補者への説明会が予定されていました。

申立人代理人

組合に対する説明会は、この過半数代表候補者に対する説明会の前なのですが、後として言われたわけですか。

証 人
申立人代理人

予定では後だと思えます。

整理しますけれども、富野課長さんからは、11月9日に過半数代表候補者に対する説明会を行う、その後に組合に対する説明会も行う、けれども、組合側から申し出があれば団体交渉にしてもいいということだったということですか。

証 人
申立人代理人

はい。

この大学側の発言を聞いて、組合の方としてはどのように受け止めましたか。

証 人

この平成17年度の給与の改正は、大学が法人化されてから初めての

基本給に関する変更にあたります。しかも、不利益に変更するという提案ですので、当然、大学側から、つまり組合と大学は労働基準法に言うように対等な関係にありますから、労働条件、特に賃金のような重要な事項は労使で対等に話し合っただけで決めるというのが組合の理解ですので、組合としては、11月8日の時点で、不利益に変えるんだけれども、それが何か問題があれば組合側から交渉を申し入れてこいという態度は理解できませんでした。大学側から当然協議の申入れがあるべきであろうと、そういうふうに考えていました。

申立人代理人

大学側から団体交渉の申入れが11月4日までにあったという事実はないわけですね。

証人

ありません。

申立人代理人

先ほどもお聞きしましたけれども、11月4日付けで大学はホームページとメールで改正の実施時期を平成17年12月1日と明記して公表しているわけですね。

証人

はい。

申立人代理人

このことと、大学側が組合に団交を申し入れないことについて、組合として何か考えたところはありますか。

証人

先ほどの乙号証にもありましたように、大学側は組合との協議等に触れずに実施時期を12月1日と決定して職員に公表しています。組合は無視されたままで、時期だけは決定して職員に公表していますので、大学内で12月1日変更がやむを得ないというような雰囲気作りを大学はしている、つまり組合に対しては不当な支配介入であるというふうに考えていました。

申立人代理人

つまり、12月1日実施という既成事実を先に出してしまって、組合に対しては全く協議の申入れもしない、組合を無視しているんじゃないかということなのではないでしょうか。

証人

はい。

申立人代理人

次に、甲55号証を示します。この書面は「給与に関する団体交渉申し入れ書」というタイトルで、平成17年11月17日付けで組合が大学に対して団体交渉を申し入れたときのものです。

証人

はい。

申立人代理人

この申入書の本文のところにいろいろと書いてあるんだけれども、その趣旨をちょっと御説明いただけますか。

証人

先ほどもちょっと言いましたが、労働条件、特に今回のような給与の問題については労働者と使用者が対等に決定すべきものであるということがまず重要で、しかも、今回のように不利益に変更する場合には、明確かつ合理的な理由がない場合に大学が一方的に変更することは組合としては受け入れることができないというものです。しかも、現在ここに

いるわけですから、一昨年から寒冷地手当の削減の問題で大学と争っているわけですから、大学側も組合のスタンスとか立場はよく知っているはずですので、組合と大学が十分な協議を持つということは重要ですのでそういうことを主張したものです。そういうことなしで就業規則を変更することは、組合としては認めることはできないということを主張しています。

申立人代理人

つまり、この本文では、重要な労働条件の不利益変更なわけだから十分協議をしてほしいと、そういうことを書いた上で、交渉事項として1とありますが、「十分な労使の協議時間を確保するため、『職員給与規程』の施行日12月1日を延期すること。」ということを交渉事項として申し入れたわけですね。

証人

はい。

申立人代理人

次に、甲56号証を示します。これは、平成17年11月22日に行われた団体交渉の内容を組合がまとめたものです。

証人

はい。

申立人代理人

1ページ目の下から一つ目の白い丸を見てください。これは、組合の発言として「人勧の動向を無視するわけではないが、不利益変更についてはきちんと議論したい。『対応をどうすべきか』を協議する時間が無い。」というふうに組合の方としては延期を求めたわけですね。

証人

はい。

申立人代理人

それに対する大学の回答として、一番下の黒い丸ですが、「12月1日を延ばしてどういう対応があるのか？」というふうな逆の質問があったわけですか。

証人

はい。

申立人代理人

2ページ目の一番最初の白い丸にいけますけれども、組合としてそれに対しては「対応しない方法もある。額の問題だけではない。決め方の問題なので未来に関わることももある。きちんと協議しないわけにはいかない。」という発言があったということですね。

証人

はい。

申立人代理人

この「決め方の問題なので未来に関わること」というのは、どういう意味なのでしょう。

証人

今回の給与削減の提案は、大学は人事院勧告ないし給与法に従って引下げの提案をしてきています。それに対して、組合の要求は組合と大学が対等のもとにきちんと協議をして決定をしたいということがポイントで、そうではなくて協議をしないで決めるということがここで行われるのであれば労働条件の最も重要な賃金について組合はもうやることなく、つまり組合の存在価値はなくなるということですので、非常に重要な問題と考えていました。したがって、ここに書きましたようにき

ちんと協議をしたい。先ほども言いましたように、昨年来争っている寒冷地手当と違って、これは基本給の改定という寒冷地手当よりも更に重要な問題ですので、組合としてはやり方も含めてきちんと議論をするということを強く主張したということになります。

申立人代理人

それに対する回答として、2ページ目の上から黒い丸の二つ目なんですけれども、大学側の回答として「『12月1日施行』の必要性を理解してほしい。」と、あくまでも12月1日実施という態度だったということでしょうか。

証人

はい。

申立人代理人

次に、同じく2ページ目の白い丸の上から六つ目を見てください。組合側の発言なんですけれども、「今回もそうだが、寒冷地手当の時もそうだった。始めに『期限』ありきのやり方で変わっていない。新しい労働慣行でやらないと。2度あることは3度あると思わざるを得ない。昨年の寒冷地手当問題以来すでに1年たっている。反省の時間があつたはず。」というふうにして大学側をただしたということですね。

証人

はい。

申立人代理人

それに対して、大学側の回答として書かれている内容なんですけれども、下の黒い丸ですが、「厳しい指摘である。昨年の反省がないと言われれば、そういう結果になっているが、申し訳ないと思う。次からはやめようと申し上げている。今回はすみません。協議するつもりがないわけではないが、時間的にそうなってしまったのは申し訳ない。現時点では、12月1日を遅らせることはできない。遅らせる知恵もない。今後知恵が出るかどうか分からない。」と書かれているのですが、こういう発言があつたのは事実でしょうか。

証人

はい。

申立人代理人

この団体交渉は、2ページ目の下の黒い丸の二つ目にあるように、大学側として「改正規程は今後役員会にかけることになる。今回の交渉内容を組合の方でも検討して、今後どうするか考えてほしい。」というふうな発言があつたということですか。

証人

はい。

申立人代理人

それで続行ということになったわけですね。

証人

はい。

申立人代理人

この11月22日の団体交渉が終わった後、組合としてこの団体交渉をどういうものだと評価しましたか。

証人

まず一つは、先ほども述べましたように、12月1日実施を大学側は一切撤回する余地はないということを示した上で団体交渉をしていますので……。

申立人代理人

ちょっと質問を変えましょうか。この11月22日の団体交渉で、大

学としては12月1日実施ということに固執しているわけですね。

証人
申立人代理人

はい。

最後の発言にもありますけれども、「今後役員会にかけることになる。」とまで言っているわけですね。

証人
申立人代理人

はい。

その上で、再度協議を組合は求められているわけなんですけれども、どういふことを大学は組合に求めていると理解しましたか。

証人

大学は組合に対して、12月1日実施で組合側が折れるのかどうかを再検討してこいというふうに求めているのであろうというふうに考えました。

申立人代理人

次に、11月28日に続行の団体交渉が持たれましたね。

証人

はい。

申立人代理人

あなたは、この団体交渉には出席していませんね。

証人

はい。

申立人代理人

どういふ内容の団体交渉だったか、後で執行委員会等で聞いていますか。

証人

はい。

申立人代理人

どういふ内容と聞きましたか。

証人

大学側としては、やはり12月1日実施は延期できないということだけです。

申立人代理人

時間はどれぐらい団交で要したか、聞きましたか。

証人

書証にもありますが、20分程度ということですよ。

申立人代理人

あくまでも大学側が12月1日実施ということだったので、時間もわずかで終わったということですね。

証人

はい。

申立人代理人

次に、甲58号証を示します。これは、日付が平成17年11月29日付けで遠藤事務局長が大学職員あてに出したお知らせの文書ですね。

証人

はい。

申立人代理人

内容は1ページの下から7行目にありますけれども、「本学としましては、以上を総合的に勘案した結果、先にお知らせした改正内容にて、この度の職員給与改定を行うことを決定いたしましたので、職員各位にお知らせするとともに、ご理解をお願いいたします。」という改正をしましたというお知らせということですね。

証人

はい。

申立人代理人

11月28日に団体交渉があったけれども、その翌日の29日には給与規程はもう改正されていたということになりますね。

証人

はい。

申立人代理人

ちょっと話を変えますけれども、次に、平成17年の人事院勧告は平

成18年4月1日実施の給与構造の改革に関する勧告も行っていましたね。

証人
申立人代理人
証人

はい。
その中身を今、説明することはできますか。

18年は給与に関しては、一番重要なものは給与を平均4.8%引き下げるといふものです。

申立人代理人

中高年については7%引き下げて俸給カーブのフラット化を図るといふ内容も含んでいましたね。

証人
申立人代理人

はい。
甲65号証を示します。この書面は平成18年1月26日付けで大学の遠藤事務局長さんの名前で大学職員に出されたものなんですけれども、タイトルとして「平成18年度以降の本学職員給与及び退職手当について（お知らせ）」とありますね。

証人
申立人代理人

はい。
中身について1ページ目を見てみたいのですけれども、下から11行目を見てください。「国家公務員の改正給与法のうち上記②の18年度以降の給与構造の改革、及び改正退職手当法への対応については、これらの施行に伴う政令等の改正案の内容がまだ不明であり、詳細な検討ができていないため、具体的な改定案を示すことは現段階ではできませんが、現時点においては、下記の骨子案の方向で検討を進めておりますので、お知らせします。」という内容ですね。

証人
申立人代理人

はい。
2枚目をめくってください。その内容なんですけれども、1として「基本的には、国家公務員の支給基準に準拠する。具体的には、次のとおり。」として、「(1)基本給及び基本給制度の見直し(18年4月1日実施)平均4.8%の引き下げ」とありますね。

証人
申立人代理人

はい。
つまり、大学の方としては施行に伴う政令等が具体的にはっきりしないから、骨子案でしか出せないけれども、人勧の改正給与法と同じ基準で4月1日から実施しますということのお知らせだったわけですね。

証人
申立人代理人

はい。
同じく甲65号証の一番最後のページを見てください。最後の段落なんですけれども、「したがって、当分の間、国家公務員の給与等の動き、特に下方向の動きに対しては、基本的には、これと連動するという道を探らざるを得ないものと考えている。18年度以降の国家公務員の給与構造の改革に関しても同様であり、本学としても同様の措置をとる方向で検討している。」というふうにして、要するに国家公務員の下方向での給与引下げについてはすべて連動するという大学側の立場を明らかに

しているということになりましょうか。

証人
申立人代理人
証人
申立人代理人

はい。
次に、甲68号証を示します。これは大学側が作成した書面ですね。

はい。
上の日付を見ると、平成18年2月27日付けで「労使協定等説明会資料2」と書かれています。労使協定等説明会というのはどういうものか御存じでしょうか。

証人

恐らく、過半数代表候補者への説明会のことを労使協定等説明会と呼んでいるのだと思います。

申立人代理人

中身を見てもみますが……

開本被申立人代理人

本件の追加申立てとはちょっと外れてきているんじゃないでしょうか。関連があるなら構いませんが。

申立人代理人

関連あります。

被申立人代理人

前回みたいに前回の補充質問の引用とかそういった格好でまた次に流れて行くようでしたら、今いちですので、関係がある部分でお願いします。

申立人代理人

関係があります。1ページ目の3というところで「国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程（案）」とありますね。

証人

はい。

申立人代理人

(2)のところで改正の概要は「資料4のとおり」とあります。この「資料4」というのは甲70号証のことですから、70号証を見てください。タイトルは「職員給与及び退職手当の支給基準の改正（案）の概要」とありますね。

証人

はい。

申立人代理人

2枚目に実施時期として「平成18年4月1日」とありますね。

証人

はい。

申立人代理人

これは基本給の見直し、平均4.8%の切下げを内容とする大学職員の給与規程を4月1日に改正を実施する予定であるという、その内容をまとめたものですね。

証人

はい。

申立人代理人

次に、甲62号証を示します。これはタイトルが「行政改革の重要方針－関連事項の概要－（平成17年12月24日閣議決定）」とありますが、これも大学側が資料として作ったものですね。

証人

はい。

申立人代理人

中ほど以降に閣議決定の内容を大学がまとめたものとして書かれているのですが、①のところを見てください。「国家公務員の純減目標」として「政治的リーダーシップの下、今後5年間で、国家公務員を5%以上、純減させる。」とありますね。

証 人
申立人代理人

はい。

次、③ですけれども、「国立大学法人の見直し」として「各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行う。また、役員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。」、下線を引っ張っておりますが、「各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。」と書いてあるのですが、これは平成17年12月24日の閣議決定を受けて大学が事務連絡会議でその内容を説明したものと理解してよろしいでしょうか。

証 人
申立人代理人

はい。

国立大学法人の中期目標と中期計画という言葉が出てきたので、説明をお願いしたいのですが、中期目標というものはどのように定められるものなんでしょうか。

証 人

国立大学法人の中期目標は所管大臣である文部科学大臣が策定しますが、独立行政法人との大きな違いは策定時に国立大学法人の意見を聞いてそれに対して配慮する義務を書いているということが独立行政法人と国立大学法人の大きな違いです。中期計画については中期目標に従って大学が定め、所管大臣の文科大臣が承認するということになっています。

申立人代理人

国立大学法人の中期目標については大学は意見を言って、それを大臣が尊重しながら策定するということになるんでしょうか。

証 人
申立人代理人

はい。

中期計画の方については、作成するのは大学ということなんですね。

証 人
申立人代理人

はい。

大学の意見なり方針が尊重される仕組みになっているというふうに理解していいのでしょうか。

証 人

はい。そもそも国立大学法人ができるときの国会の審議ではそういうことで要するに大学の自主、自律性を確保するために独立行政法人と国立大学法人の目標の策定の仕方が違う形になっていると、そういうふうになっています。

申立人代理人

次、甲64号証を示します。これは平成17年1月25日付けで組合が大学に対して出した文書ですね。

証 人
申立人代理人

はい。

「人件費5%削減問題に関する要望書」というタイトルなんですけれども、この文書を組合が出した趣旨というのを御説明いただけますか。

証 人

先ほどもちょっと述べましたように、国立大学に関しては、法人化された時点で大学の運営に関しては自主性、自律性を保つということがはっきり国会で議論されました。それに対して、文部科学省がさっきの閣

議決定を踏まえて事務連絡でしょうが、大学に対して人件費の5%削減を示唆してくるということが分かりましたので、大学としてはそうではなくて、大学としてきちんと削減に対して反対をするようにということ要望したものです。そもそも国立大学法人に国立大学がなる際に法人になるのか、それとも法人にならないでそのまま国家公務員のままでいて国家公務員の定員削減を受けるのか、つまり定員削減が嫌だったら法人になりなさいということが議論の大きなポイントでしたので、しかも、そういうことを受けてさっきの国立大学法人が独立行政法人とは違った仕組みになっているわけですから、このように人件費5%削減というのを行政が閣議で出してきたとしても、それに対してはまずは大学ないし大学の経営者は異議を唱えるのがまずやるべきことであるということが要望の1項めになっています。

申立人代理人

要望の1項めとして「5%人件費削減問題について、国立大学協会の場において政府・文部科学省の方針に反対の立場を表明すること。」とありますね。

証人

はい。

申立人代理人

今言われたのはそのことだということですね。

証人

はい。

申立人代理人

要望の2として「北海道大学の中期目標・中期計画を安易に変更することを行わないこと。」というふうにも記載されていますね。

証人

はい。

申立人代理人

これは、組合としてはどういう趣旨でこういうことを書いたわけですか。

証人

大学の人件費削減問題は人件費ですので、労働者の労働条件にかかわる重大な問題ですので、そういう大学の中期計画を変更する議論の際には当然、大学は労働者の組合と協議すべきですので、そういうことを行わないで安易に変更をするなということが趣旨です。

申立人代理人

本文の下から3行目に今言われたことが書いてあると思うんだけど、「人件費5%削減問題は、労働条件に直結する重大問題であり、中期目標・中期計画の変更を含めて組合との交渉・協議事項となるものです。」と書かれていますね。

証人

はい。

申立人代理人

要するに、組合ときちんと協議せよという内容を含んでいるということですね。

証人

そうです。

申立人代理人

次、甲67号証を示します。これは日付が平成18年2月22日付けで大学側が教育研究評議会に資料として提出したものとされているのですが、タイトルを見ますと、「国立大学法人北海道大学の中期目標新旧

対照表」とありますね。

証 人
申立人代理人

はい。

現行と変更案と変更の理由というふうに分けて表になっているのですが、この変更案を見ますと、③として「中長期的展望の下に、柔軟な教員編成システムを確立し、」、下線引っ張った以下からが変更案なんです。 「助手及び技術職員等の職種の在り方についての見直しを行うとともに、『行政改革の重要方針』（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。」とありますね。

証 人
申立人代理人

はい。

変更理由としては、この閣議決定に基づくということが書かれていますね。

証 人
申立人代理人

はい。

甲67号証の2。2枚目を見てください。これは中期計画についての新旧対照表ですけども、変更案のところの一番下を見てください。ここには「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」として具体的に削減を図っていくという計画の変更案が示されているということですね。

証 人
申立人代理人

はい。

このように組合としてはきちんと団体交渉で話し合うようにという要望書も出しているにもかかわらず、大学としては閣議決定に従ってどんどん変更の進められているということになりませんか。

証 人
申立人代理人

はい。

以上を見てきましたように、当初申立てした寒冷地手当問題についてもそうですし、今回の追加申立ての0.3%基本給切下げの問題もそうですし、また、18年4月1日の職員給与の改定についても大学の方としては一貫して国家公務員の給与の動きに連動している方針をとっていて、それを実施しているということになりますね。

証 人
申立人代理人

はい。

ただ、先ほどあなたもおっしゃったように法人化後は国家公務員の給与体系とは切り離されて独自の給与体系を作っていける立場にあるわけですね。

証 人
申立人代理人

はい。

甲61号証を示します。これは平成17年10月28日付けの新聞記事なんですけれども、これについて説明していただけますか。

証 人

これはこの春、06年の春からの予定ですが、研究職の一部に対して北海道大学法人で年俸制をとると、要するに先ほどから問題になっている国家公務員に準拠した給与体系とは関係がない、最高額とかも書いて

ありますが、月額別の制度の年俸制を取り入れるということを大学が報じて、それに対して北海道新聞が報道したものです。

申立人代理人
証人

年俸制というのは法人化前は考えられないことだったわけですね。

はい。

申立人代理人

法人化後、北海道大学としては独自に給与体系を作ることができるようになって、その一つの例というふうに理解してよろしいのでしょうか。

証人

はい。しかも新聞の報道はポジティブに書いていますね。

申立人代理人

ポジティブとはどういう意味ですか。

証人

人材確保のためとかそういうことがあるのであれば、国立大学法人北海道大学が国家公務員の給与体系と離れて独自に給与体系を作ったということに対して新聞では批判していなくて、むしろよいこととして報道しているというふうに思います。

申立人代理人

大学がそれぞれの考え方に基づいて独自の給与体系を作ることについてはそんな批判もされていないんじゃないかという印象ということですね。

証人

そうです。

申立人代理人

次に、甲71号証の1を見てください。これは表題は「単組代表者会議をふまえた主な取り組みについて」というタイトルなんですが、作成したのが全国大学高専教職員組合、これは北大戦組の上部団体ですね。

証人

はい。

申立人代理人

この文書は上部団体である全大教が2005年の人事院勧告についての各単組の取り組み状況についてまとめて各単組にお知らせした文書ということでしょうか。

証人

はい。

申立人代理人

この中ほどを見ますと、「05人事院勧告適用反対の取り組みの到達点について」と書かれてあって、交渉等の取り組み状況が報告されています。「下記の通り、私たちの学内世論づくり・交渉力・組合組織率等により、交渉結果はいくつかの形に分かれています。」とありますね。

証人

はい。

申立人代理人

一番上の白丸なんですが、2005年度は改定しないという大学もあったわけですね。

証人

はい。

申立人代理人

東北大学、弘前大学、宮城教育大学、山形大学、秋田大学、福島大学、宇都宮大学、島根大学、これらの8法人については少なくとも2005年度の改定はしないという交渉結果だったということですね。

証人

はい。

申立人代理人

この状況を見て、組合としてはどういう感想を持ちましたか。

証人

北海道大学の場合には先ほども話題になりましたように12月1日実

施というものが絶対であって、組合側はそれを延期してまともな交渉をしろということを書いていたわけですが、それはできないということが大学の態度だったわけですが、ここに示しましたように少なくとも8大学に関しては、12月1日、05年度改定をしないということを行っていますので、北大が固執していた12月1日実施というものが絶対ではなかった、つまりそれは協議して延ばせば延ばせたことであるというふうに考えました。

申立人代理人
審査委員

以上です。

ここで若干休憩いたしましょう。

[休憩 午後2時31分]

[再開 午後2時44分]

審査委員
被申立人代理人

再開いたします。反対尋問どうぞ。

まず、甲第71号証の1をごらんになってください。全国大学高専教職員組合という上部団体が作成した文書なんですけれども、こちらの上部団体に加入している組合の数というのはどれぐらいなのでしょう。

証人
被申立人代理人

済みません。今、すらすら出ません。

大体どれぐらいでしょうか。

証人

50くらい。

被申立人代理人

50くらいでいいですか、とりあえず。

証人

ですか。数えたことがないので、済みません。

被申立人代理人

大学の組合と高専の組合が2種類あるのでしょうか。

証人

はい。

被申立人代理人

大学の組合でどれぐらいですか。

証人

組合数は答えられません。

被申立人代理人

分かりませんか。

証人

はい。

被申立人代理人

全国で国公立大学というのはどれぐらいあるのですか。

証人

88だったかな。

被申立人代理人

そうしますと、こちらの甲第71号証の1で交渉等の取り組み状況、真ん中あたりですけれども、05年度は改定しない大学が8あるというお話でしたけれども、全国的には88程度あって、組合としては50くらいあるけれども、そちらの一部がこれだと、そのように読み込んでよろしいのでしょうか。

証人

50くらいというのは私の記憶ですから、知りませんが、八十幾つある大学のうちの八つは把握しているということです。

被申立人代理人

こちらの文書、全体でどれぐらい、何ページくらいあるのでしょうか。

証人

記憶していません。

被申立人代理人

1ページだけじゃないですよ。

証 人 はい。

被申立人代理人 これだけだとどういう内容か詳細がよく分からないですけれども、なぜ1ページだけ出したか分かりますか。

証 人 今回の交渉は先ほど、開本弁護士もおっしゃったように12月1日の改定に関する交渉ですので、その部分の各大学の取り組みが分かる部分として証拠として出したんだと思います。

被申立人代理人 「詳細は別紙参照」とありますけれども、別紙というものがあるのでしょうか。

証 人 はい。

被申立人代理人 それを見れば各大学の取り組み状況というもの、各組合になるかもしれませんが、そういったものが明らかになるのでしょうか。

証 人 そうだと思います。

被申立人代理人 それを証拠として提出することについては何か差し支えはあるのですか。

証 人 差し支えはないのではないかと思います、さっきも言いましたように我々がここで出したのはよその大学の取り組み状況を証拠として出したということだけです。

被申立人代理人 差し支えは恐らくないだろうということでもいいですか。

証 人 はい。

被申立人代理人 こちらに書いてある中で北大はどれに当たるのですか。

証 人 北大は丸の上から四つ目に当たります。

被申立人代理人 「勤勉手当+0.025ヶ月」という部分でしょうか。

証 人 はい。

被申立人代理人 05年度改定した大学の一番多いパターンというものはどちらに当たるのでしょうか。

証 人 数から言うと、恐らく今の北大のパターンが多いのではないかと思います。

被申立人代理人 0.025カ月というのが一番多い。

証 人 と思います。

被申立人代理人 人勧どおりだと、これが0.05カ月というものになるのでしょうか。

証 人 人勧どおりで実施時期を考えると、この0.025カ月になるんだというふうに思います。そういう大学の説明でもあったように思います。

被申立人代理人 「実質的に人勧通り」というのと北大のものというのは、御存じであればあれなんですけれども、「実質的に人勧通り」というのはどういう意味なのでしょうか、こちらの文章。下から3行目です。

証 人 「実質的に人勧通り」というのは、多分、不利益遡及して4月までさかのぼるということではないですか。「(実質4月から)」と書いてあるから。

被申立人代理人 分かりました。こちらの文章、真ん中あたりで「第一幕での到達点」となっているのですけれども、「第一幕」というのはどういった趣旨なのでしょうか。

証 人 この後ろのページがないのであれですけれども、恐らく、この後ですから、今組合と大学が交渉していますが、06年の給与改定があるので、それが第二幕ではないかと思えます。

被申立人代理人 こちらは、恐らく、「05人事院勧告適用運動の到達点と給与構造見直し適用反対・独自賃金をめざす取り組み」で第一幕なわけですから、06年度のこととは違うんじゃないでしょうか。

証 人 いや、05年人勧のことですから、多分第一幕というのはそういう意味だと思いますが。後で間違えだったら確認しますが。

被申立人代理人 それでは、第一幕の中で「05人事院勧告適用反対の取り組み」とあるのですけれども、これはどのような取り組みなのですか。

証 人 組合側の取り組みという意味ですか。

被申立人代理人 はい。

証 人 もちろん、最大の取り組みというか目的としては05人勧適用反対ということがあると思えます。

被申立人代理人 適用反対というものは、人事院勧告が出されて給与法が改正されたけれども、それに全く影響がないようにという御趣旨でしょうか。

証 人 はい。

被申立人代理人 ただ、実際は改定するという方向でこういう結果が出ているということなんでしょうか。

証 人 残念ながらそうです。

被申立人代理人 その全大教の方でこういう人勧が出されて、各単組組合に対してこういう方針で団体交渉をしてください、団体交渉をしませんかというそのような方針の位置付けとかは出されるのでしょうか。

証 人 さっきも言いましたように、取り組みの大枠とかどういう取り組みをしましょうということは出されますが、全大教という組織の力量もありますので、例えば一緒に交渉に出てくるまでの力量はありませんし、その程度です。ですから、北海道大学が今こうやって争っていますが、全大教傘下で争っている大学がほかにあるかということ、なかなか厳しいですけれども。

被申立人代理人 ただ、基本的に単組が全大教の方針に従って活動すると、そういうふうに聞いていいのでしょうか。

証 人 協議体ではありませんからそうですが、強い縛りはないのではないかと思います。

被申立人代理人 各単組が各大学に対してそれぞれ別の提案をすとか、そういったことはあり得るのでしょうか。

証 人 可能です。

被申立人代理人 それは可能なのですか。

証 人 はい。

被申立人代理人 実際に、例えば本件のようなケースで、対案を示してこれぐらいでどうかとか、そういった折衝をしているところもあるのですか。

証 人 05年の給与問題でいわゆる対案を示しているところがあるとは思いますが、対案とは何かによりますが、引き下げるといふことの闘いをしてこういう状況だったということだと思います。

被申立人代理人 今回、陳述書が出されていまして、番号としては甲74号証なんですけれども、確認なんですけれども、支配介入という言葉が何度か書かれております。証人が考えるところの支配介入というのはどういった意味なのでしょうか。

証 人 もちろん、労組法7条2項かな、による支配介入の理解ですが、一番は先ほどの主尋問でありましたように、組合は大学に対して協議を求めているのに大学は組合と協議もしないし、しかも、改定時期は決めてしまっている。要するに、組合を無視する形で組合の存在意義をないがしろにしている、そういうことが私の陳述書に出ている支配介入の一番大きな趣旨だと思います。

被申立人代理人 団体交渉については御趣旨はよく分かるのですけれども、支配介入について具体的に大学のどのような行為がいかんとおっしゃるのでしょうか。

証 人 陳述書に書いてある中の例で言うと、組合と協議する前に12月1日実施ということで全職員に公表し、組合がこれから協議しようとしているにもかかわらず大学職員の中ではやむを得ないというような議論を喚起して組合の立場を弱めていると、そういうことのもりだったと思います。

被申立人代理人 学内世論にそういう影響が具体的にあったのですか。

証 人 と思います。

被申立人代理人 思いますか。

証 人 はい。

被申立人代理人 実際にあったかどうかは、よく分からない。

証 人 それは、思いますですから、思います。

被申立人代理人 平成17年10月以降、組合員の数が減ったということはあるですか。

証 人 実質は減っていないけれども、増えなくなりました。去年は80人増えたのですが、今年は8人しか増えていませんので、増えなくなりました。

被申立人代理人 数自体は増えたと、形式的には。

証 人 この3月末の時点で減りますのであれですけれども、現状はちょっと

だけ増えています。

被申立人代理人

団体交渉の拒否についてなんですけれども、今回、議論の対象となっているのは平成17年11月22日と28日の2度にわたる団交であると、このように考えてよろしいのでしょうか。

証人

追加申立ての趣旨ですね。

被申立人代理人

はい。

証人

はい。

被申立人代理人

では、乙第35号証を示します。平成17年10月27日の懇談会の内容がこちらに書かれておるのですけれども、主尋問でポイントとなることはお話をされていたのですけれども、まずこちらに残っている証拠というか、残っている文書として乙第35号証があって、こちらの内容は概ねこんな感じでよろしいのでしょうか。

証人

組合側の確認では概ねこんな感じでよいと思いますが、この懇談会を開くというときに、大学は懇談会にすることを趣旨を記録しない、だからざっくばらんに話してくださいと言っていたので、こういう場に記録が出てくることに関してはちょっと遺憾です。

被申立人代理人

この懇談会の中で、これは追加申立書に書いてある言葉なのですけれども、改正予定の給与法に従って職員給与規程を改定するかどうかは意思決定をしていないという話が大学側から述べられたと、そういった主張があるのですけれども、そういったことはありましたか。

証人

ええ、まだ決めてはいないということは言っていたと思います。

被申立人代理人

ただ、検討中ではあるというふうには先ほどの話では出てきていましたね。

証人

はい。

被申立人代理人

そういった話を聞いて、証人は、大学は何も考えていないというふうにお考えになったのですか。

証人

どういう意味ですか。

被申立人代理人

意思決定はしていないという話があったわけですね。

証人

はい。

被申立人代理人

それを聞いて、大学は何も考えていない、いわば白紙の状態なんだというふうには考えられたのですか。

証人

そうではなくて、人事院勧告ないし給与法が改正されるということを踏まえて、実施するしないも含めてあるいはどういうふうにも実施するかも踏まえて、検討しようとしているんだと考えていました。

被申立人代理人

では、その話を聞いて、組合側で何らかの対応をとらなければならないとか手を打っておかなければならないとか、そういった内部での話合いとかはありましたか。

証人

そういう意味では昨年からの寒冷地手当でここで争っているところでも

ありますから、組合としてはやらないであろうということは、まず、ほかの8大学のこともありますけれども、北海道大学がこの05年の人勤、給与法に対応した議論を12月の時点でやることはないだろうというふうに私は思っていました。

被申立人代理人

乙第37号証をごらんになってください。こちらが平成17年11月9日に開催された説明会の概要、それと質疑応答の主な内容が記載されていますけれども、こちらは概ねこういった感じの内容でよろしいのでしょうか。

証人

先ほどもありましたように、職員組合への説明会は私は出ていませんので、後で説明があった範囲では概ねこういうことであつたらうと思います。

被申立人代理人

次に、最初の団体交渉、平成17年11月22日について伺います。大学の方で乙第39号証という団体交渉記録を作成しております。これに対して、組合側の方でも議事録を作成しておりますが、完全に記載内容が合致しているわけではないんです。ないんですけれども、組合の方としては組合の作ったものが正しいという御理解でしょうから、大学の方で作ったこちらの記録の中でどこか間違っているところとかはありましたか。

証人

組合の確認した中で、大学の記録に大きな間違いはないと思います。

被申立人代理人

そうすると、お互いに議事録と記録を作っているんだけど、その内容はお互いを合わせたような形でよろしいと。

証人

合わせてはいません。

被申立人代理人

合わせてはいないんですけども、ずれているところがあるわけですね、記載内容で。そこについて、書いてあることと書いてないことがあったりニュアンスが違うという場合もあるのですけれども、そういったものについて大学の記録が明らかに誤っているとかそういったことはないというふうに聞いてよろしいですか。

証人

はい。

被申立人代理人

1回目の団体交渉の中で、大学の方で実施時期を平成17年12月1日にする理由はどのような説明をしましたか。

証人

12月1日がいわゆるボーナス支給の基準日ですので、さっきの改定にありましたように、0.025の支給の基準日ですので、それにあわせて12月1日に実施したいと、そういう説明でした。

被申立人代理人

こちらの1回目の団体交渉では、改正案の内容、つまり引下げの率とか引上げとか、それについては何か議論はありましたか。

証人

そもそも組合の交渉の申入れが、先ほど主尋問でも述べましたように、給与のことですから12月1日実施を延期しろという議論ですので、交渉内容は、要するに12月1日を何で延期できないのだということです

から、内容の議論はしていません。

被申立人代理人
証 人

要するに、実施時期が争点となったということでもいいですか。

実施時期が争点だったのではなくて、実施時期を延ばせということが争点。実施時期ではない。実施時期を延ばせ、要するに実施時期を何で決めるのだということが争点です。時期が12月か1月かという問題ではありません。実施時期を決めてあったということが争点です。

被申立人代理人

組合としては、十分な時間がないから延ばせといった御主張でしょうか。

証 人

そうなります。

被申立人代理人

十分な時間というのは、何をするための時間ですか。

証 人

先ほどから繰り返し述べていますが、これは法人化して初めての基本給の改正ですから、組合としても例えば交渉をした上で組合員の中で議論して、職場討議とかいろいろありますけれども、どういう取扱いをするかということを組合員にも説明し、協議し、態度を決定してまた交渉しというプロセスを踏むことになると思いますので、そういうことが実際できるのかということになります。また、大学側に対しても交渉するのであれば資料を求めますから、そういうことが出てくる時間ももちろんあると思います。

被申立人代理人

では、組合の中で改正案の内容を精査する、調査する、そういったことは考えていたのでしょうか。

証 人

改定案が出てきたらば調査をし、それと大学の財務内容を比べてなぜここでわざわざ我々の給与を0.3%引き下げなければいけないのかということを精査しなければいけないというふうには考えていました。

被申立人代理人

大学の財務状況の説明というものは、2回分の団体交渉の中で求めたことはありますか。

証 人

先ほどから繰り返しになりますが、そういうことをする前に何で12月1日なんだということがまず組合の申入れですから、この2回の交渉の趣旨はそういうものではありません。

被申立人代理人

記録の中で、最初の団体交渉の中で、大学が財務状況の説明をしようとしたときに、組合はそういった話ではないと言って拒絶した内容があるのですけれども、それはよろしいですか。

証 人

そうです。もっとも、大学が説明しようとする財務内容と我々が要求しようとする財務内容が同じであったかどうかについては疑問がありません。

被申立人代理人

では、2回目の団体交渉について伺います。平成17年11月28日の分なのですが、これも確認なのですが、大学が作った交渉記録、乙第40号証というものがありますけれども、この内容について、出席されていないのは承知しておりますが、組合の内部でここは違うんじゃない

証人
被申立人代理人
証人
被申立人代理人
審査委員
小倉参与委員（労）
審査委員
栗原参与委員（使）

ないかとか誤りがあるとか、そういったことはありますか。
組合側の議論で、どこかが誤りということは聞いていません。
では、この議事録と団体交渉記録、二つを合わせたような団体交渉がなされたと、そのように理解してよろしいのでしょうか。
はい。
以上です。
主尋問の補充はないですか。それでは参与委員から。小倉委員。
ありません。
栗原委員。
今度大学側が出している提案というのは、人勧そのものか人勧とは違うかという話がありましたが、人勧準拠ではあるけれども人勧どおりではないということは、それはそれでよろしいのですね。

証人
参与委員（使）

人勧準拠あるいは国家公務員給与法準拠ではあるが、それどおりではない。しかも、悪いのは、遠藤労務担当理事が全学に配付した説明書の最後にもありましたが、下げる方は人勧ないし給与法に準拠します、上げる方は知りません。というところでも、人勧ないし給与法準拠では全くない。人勧ないし給与法のいいところ取りをしている、労働条件を悪くする方だけはいいいところ取りをしていると、そういうことになるのではないかと思います。
これは、証人の感想でよろしいのですが、人勧と給与法の改正、それとなおかつ北大の賃金を12月1日から変える、この関係はどういう具合に理解していますか。つまり、人勧というのは端的に言うと考えする必要のないものかどうか、あるいは十分それは尊重してやらなければいけないものかどうか。

証人

大学側の説明にもありますように、我々の給与は税金から出ていますので、どこかにも書いてありましたが、我々の給与が人勧ないし国家公務員給与法を無視していいというふうには組合も思っていないということはあると思います。ただ、前回の寒冷地手当の引下げの議論からずっと繰り返しになりますが、国立大学法人法が準拠しているものは大学の財政と社会一般の情勢とを同列に扱った上で組合ないし労働者と議論をして給与体系ないし労働条件を決めろというものですから、前者の部分、大学財政とかということは無視して社会一般の情勢である人勧ないし給与体系のみを、しかも、さっき言いましたように下げ方向だけいいところ取りをして我々に押し付けてくるということに関してはのめないということになります。あと、それから今おっしゃった人勧に準拠するかどうかということについては、3月8日の団体交渉のときに、この05年の0.3%引下げは大学の方では財政的な根拠はなかったということと、単年度で言えば大学財政にとっては負担であったということですか

ら、大学の経営者が大学の財政に負担、要するに我々の給与を不利益に変更したために大学の財政に負荷をかけてまで人勸に準拠することはどうかと思います。

参与委員（使）

以上です。

審査委員

私から数点お聞きします。あなたの陳述書、甲74号証の4ページを見てください。ここの一番上から1段落までの間に、11月4日に改正の骨子という紙を渡された、その実施時期が17年の12月1日と明記されていたということですね。

証人

はい。

審査委員

それで、職員課長は11月9日の過半数代表候補者に対する説明会の後に組合にも説明会を行うと伝え、その際、組合からの申入れがあれば団交にしてもよいと言ったと書いてありますね。

証人

はい。

審査委員

実施時期が、法人側としては12月1日というふうに書いてきたということと、今の団交でもいいよという話になって、それでは団交にしてもらおうじゃないかという話は組合の方から出なかったのですか。

証人

この時点で、11月9日のものを団体交渉にしようということは出ませんでした。というのは、多分、道と全道庁とかの議論でも、交渉を申し入れるためには使用者側がどういうことをやろうとしているのかということを知った上で、ではどういう問題があるんだということを知り、交渉要求すると思いますので、この時点で、11月9日に組合側に説明をしますと言っているんですから、それを聞いた上で団体交渉を申し入れるというのなら分かりますが、説明会を団体交渉に振り替えてしまおうということは理解できないということでもあります。大学は説明会と交渉を同列に扱っているということかもしれません。

審査委員

11月9日には、説明は受けたわけですね。

証人

はい。

審査委員

それで、団体交渉の申入れをしたのはいつなんですか。

証人

11月17日でしたか。

審査委員

それで22日に団体交渉になっちゃったわけですね。

証人

はい。

審査委員

もっと早くに申入れをしようという気にはならなかったのでしょうか。

証人

それに関しても、組合でも議論しましたが、先ほど来説明していますように、この件は大学が法人化されて最初の基本給、つまり労働条件としては一番重要な部分での改定ですから、仕組みの問題もあります。ですから、我々の立場は労働条件で一番重要なものの不利益変更に際しては当然大学側から、つまり労基法2条ですか、労使対等の原則がありますから、陳述書にも書きましたけれども、大学側から当然協議の申入れ

があってしかるべきだと考えていたところもありますので、そういう意味で申入れがやっぱりなさそうだとということが確認されて、11月17日に交渉を申し入れたということになります。あと、さっきも言いましたように、組合としては12月1日がどうしても譲れない実施時期だというふうには考えていませんので、12月1日実施時期を踏まえた上で間に合う間に合わないという議論は組合ではしていません。ゆっくり考えて、例えば何カ月かかろうと構わないわけですから。

審査委員

組合はそうかもしれないけれども、法人の方が12月1日に実施したいという意向を持っていることは分かっているわけでしょう。

証人

はい。

審査委員

そのときに、実施されてしまうおそれもあるということで、とにかく団体交渉をやって議論は詰めておこうということにはならなかったのでしょうかと聞いているんですよ。

証人

12月1日に実施されてしまいそうだと分かった、確認された時点で、12月1日実施を延期しろという議論をしたというのが我々の申入れです。

審査委員

ただ、法人の方から団体交渉を申し入れてくるんじゃないかというようにも考えていたということですか。

証人

来るのではないかと考えていたというよりも、来るのが当然、我々はそういう意味では労働者になって日が浅いですが、労基法とかで勉強したからかもしれませんが、労使対等ということになっていますので、ということであれば当然大学側から協議の申入れがあるだろうと。

審査委員

特に何かの兆候があったというわけではないですね。申入れが大学の方から来るような兆候が何かあったのかと聞いているのですが。

証人

来なさそうということが分かったということですよ。

審査委員

それは、最初の訴えでも、法人の方は団体交渉を申し入れる義務はないんだという主張はずっと続けているわけでしょう。

証人

ええ。

審査委員

その状態と余り変わった状態にあったわけではなかったのですね。

証人

というより、組合としては昨年来寒冷地手当で争っていますから、我々の主張は大学側は理解していると思っていましたので、1年間ここで議論したことを踏まえれば、大学側から当然交渉の申入れがあるだろうと、それが労使対等の原則に合うだろうという理解です。

審査委員

よろしいですか。それでは終わりました。どうも御苦労さまでした。

[渡邊証人退席 午後3時13分]

審査委員

今回は、4月11日午後1時半から4時まで、被申立人、法人側の遠藤証人の主尋問反対尋問を行うということで予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、今日はこれで終了いたします。

[閉会 午後3時14分]